

菊川市省エネ家電製品購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー消費性能に優れた家電製品（以下「省エネ家電」という。）によるエネルギーの利用の合理化の促進により地球温暖化対策の推進を図るとともに、市内の経済活性化を図るため、省エネ家電に買い替える者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において次の各号に掲げる要件をいずれも満たす個人とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる家電製品（中古品を除く。）のうち、日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上のものであって、令和7年4月1日以後に市内の店舗又は事業所から購入し、かつ、住所地に設置し、自ら使用するものとする。

- (1) 電気冷蔵庫（目標年度2021年）
- (2) 電気冷凍庫（目標年度2021年）
- (3) 照明器具（目標年度2020年）
- (4) テレビジョン受信機（目標年度2026年）
- (5) エアコンディショナー（目標年度2027年）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、省エネ家電の購入に要する経費（設置等の工事に係る経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合 1万円

2 補助金の交付は、1世帯につき1年度1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、省エネ家電製品購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した家電製品の領収書の写し
- (2) 製造事業者が発行する保証書の写し（販売店名の記載があるもの）
- (3) 家電リサイクル券の写し（令和7年4月1日以後に発行されたもの。照明器具の場合は交換前の写真）

(4) 買替後の省エネ家電の設置が確認できる写真

(5) 日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上であることが確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定し、その旨を省エネ家電製品購入補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(請求の手續)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第3号）に口座情報が確認できるものの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消しの通知)

第9条 市長は、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）第14条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を省エネ家電購入補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第10条 市長は、規則第15条の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、省エネ家電購入補助金返還請求書（様式第5号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市省エネ家電製品購入補助金交付申請書

菊川市長 氏 名 宛

補助金の交付を受けたいので、菊川市省エネ家電製品購入補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒
	電話番号	

※ 申請者・請求者・振込先口座名義と、領収書・保証書等の名義は、全て同一としてください。

購入した家電製品の情報	機器種類 ※該当する項目に☑	☐ 冷蔵庫 ☐ 冷凍庫 ☐ 照明器具 ☐ テレビ ☐ エアコン		※複数ある場合は全て記入してください。	
	メーカー・機種名				
	機種型番		省エネ基準 達成率（%）		
	購入店舗 （事業者）名		購入日 ※領収書発行日		
	購入店舗 （事業者）住所				
買替前の 家電製品の情報		メーカー名（製品名）		型番	

補助金情報	家電製品購入費（税抜価格） ※省エネ家電製品の購入費と一体 不可分の取付工事費の合計額		円
	補助金交付申請額		円

【添付書類】

- (1) 購入した家電製品の領収書の写し
- (2) 製造事業者が発行する保証書の写し（販売店名の記載があるもの）
- (3) 家電リサイクル券の写し（令和7年4月1日以降に発行されたもの。照明器具は交換前の写真）
- (4) 買替後の省エネ家電の設置が確認できる写真
- (5) 日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上の製品であることが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市省エネ家電製品購入補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、菊川市省エネ家電製品
購入補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定及び確定したので、通知しま
す。

交付決定及び確定額 円

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
請求書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

電話番号

()

年 月 日付け菊生環第 号により補助金の交付の決定及び確定を受けた菊川市
省エネ家電製品購入補助金を次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先口座

口座振替先金融機関名等	
金融機関名	
本・支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※ 申請者・請求者・振込先口座名義と、領収書・保証書等の名義は、全て同一としてください。

3 添付書類

口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市省エネ家電製品購入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による菊川市省エネ家電購入補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更生決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

様式第5号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市省エネ家電製品購入補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市省エネ家電購入補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 更生決定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日